

**「大分県特定事業主行動計画」(基本計画)**  
**職員みんなで支え合う育児のためのプログラム～次代を担う子どもを育むために～**  
**概 要**

## 1 趣 旨

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)は、急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から平成26年度までの10年間に、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるよう規定しており、本県においても平成17年3月に一つの事業主としての立場から、自らの職員の子どもたちの健やかな育成のための計画(以下「特定事業主行動計画」という。)を策定し、平成21年度までの5年間の前期の計画期間として、男性の育児休業等の取得促進及び年次有給休暇の取得促進を目標に掲げ、各種の取組を行ってきたところである。

その結果、男性の育児休業等の取得や年次有給休暇の取得については、成果が上がってはいるものの、なおその促進が必要な状況となっている。

今回策定した行動計画は、前期計画の状況を踏まえ、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画として、職員に広く制度を周知していくための取組の一層の強化と、子育てと仕事の両立(ワーク・ライフ・バランス)をさらに推進するため、これまで以上に職員を支える職場環境づくりと職員一人ひとりの意識改革を促すことを目指すものである。

## 2 計画の概要

### (1) 策定方法

各任命権者(知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、選挙管理委員会、大分海区漁業調整委員会事務局、企業局、病院局、教育委員会、警察本部)連名での策定とする。なお、この計画は基本計画として位置づけ、各任命権者は、各任命権者の実情に応じて、この計画のほか独自に取組を行うものとする。

### (2) 計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間の計画期間とし、(3)の計画内容を平成22年度から実施する。今後は、概ね3年経過後に計画内容の見直しを行う予定。

### (3) 計画内容

#### ① 職場環境や職員の意識改革

子育てにおける固定的な性別役割分担意識や職場優先の環境の是正を進めていくとともに、本計画を効果的に実施していくためには、所属長、班総括等上司の理解が必要との認識に立ち、特に所属長の役割について明確にする。

#### ② 母性保護

職場における喫煙対策の徹底など、健康に配慮した措置を講じるよう指導する。

#### ③ 子どもの出生時に父親が休暇を取得しやすい環境づくり

所属長等が父親となる職員に対し、配偶者の出産等の期間に、出産補助休暇(出産(予定)日前4週間から産後14日の期間に3日)及び育児参加休暇(出産(予定)日前後8週間の期間に5日)を完全取得するよう働きかける。

#### ④ 育児休業を取得しやすい環境づくり

##### ア. 男性職員の育児休業取得促進

所属長等が、子どもが生まれた(生まれる予定の)男性職員に対して、育児休業制度の説明や

取得例の紹介を行うとともに、職員に育児休業取得の意向を確認する。

※地方公務員の育児休業制度の改正（平成22年度改正予定）

◎配偶者が育児休業中や専業主婦（夫）であっても育児休業の取得を認める。

◎父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度の育児休業取得を認める。

#### イ. 専門職産育休サポーター制度の充実

技術職員の産育休代替職員の確保が難しいという実態を踏まえ、平成19年度に創設した資格保有者（獣医師、農業普及指導員、保健師）を対象にした、「専門職産育休サポーター制度」の対象職種を、平成21年度の募集から薬剤師・畜産・林業・水産にも拡大するとともに、登録要件の緩和を行っている。

平成22年度募集から、化学を対象職種に加える。

#### ウ. 育児休業からの円滑な復帰の支援

休業中の職員に広報誌やメールで最近の業務の状況をお知らせするとともに、休業中の職員が職場に電話したりメールしたりしやすいようなメッセージを送るよう心掛ける。また、職員が育児休業から復帰する際には、円滑に職場に復帰することができるよう、業務の基本的な進め方や業務に関連する諸制度の変更点等を中心に、職場研修を各所属で行う。

#### 育児休業等の取得目標率（平成26年度）

知事部局： (各種委員会・企業局・病院含む)	男性職員	5.6%	女性職員	100%	（平成20年度）を 100%、女性職員100%（平成26年度）にします。
教育委員会：	男性職員	37.4%	女性職員	100%	（平成20年度）を 100%、女性職員100%（平成26年度）にします。
警察本部：	男性職員	21.8%	女性職員	100%	（平成20年度）を 100%、女性職員100%（平成26年度）にします。

※1 男性職員の取得目標には、育児休業のほか、次のいずれかの制度を利用した職員が含まれます。

①部分休業

②育児短時間勤務

③出産補助休暇（3日間の完全取得）

④育児参加休暇（5日間の完全取得）

※2 平成20年度実績は、前期計画の目標に対する数値です。

#### ⑤子育てと仕事の両立支援（ワーク・ライフ・バランスの推進）

##### ア. 育児のための時差通勤・育児短時間勤務の活用

職員の負担軽減につながるよう、「育児のための時差通勤制度」、「育児短時間勤務制度」を継続して実施。

##### イ. 在宅勤務（テレワーク）制度の導入

育児中の職員の負担軽減や、計画的な業務遂行によって公務能率の向上を図るため、平成22年度から知事部局において、在宅テレワーク制度を導入（試行）する。

#### ⑥超過勤務の縮減

##### ア. 「育児（19時）に帰ろうマイホーム」

早期退庁促進のための定時退庁日に併せて、毎月第3水曜日に職員が自宅で育児に親しむよう「育児（19時）に帰ろうマイホーム」のキャンペーンを行う。

##### イ. 「子育てパパ退庁日」の設定

子育て中の男性職員のうち、3歳未満の児童を養育する男性職員については、毎月第3水曜日を「子育てパパ退庁日」とし、年次有給休暇を取得し15時を目途に退庁する。

##### ウ. 業務の削減、効率化

⑦年次有給休暇の取得促進

ア. 休暇計画表の配布

各所属において、2ヶ月ごとの休暇計画表を配布する。

イ. ゴールデンウィークや夏季期間中の休暇の取得促進

ゴールデンウィークや夏季期間中には、職員が連続した休暇を取得するよう強く働きかける。

ウ. その他の休暇の取得促進

年次有給休暇の年間取得目標（平成26年）			
知事部局：	平均	12.4日（平成21年）	を
（各種委員会・企業局・航路局含む。）	平均	15.0日（平成26年）	にする。
教育委員会：	平均	10.5日（平成21年）	を
	平均	15.0日（平成26年）	にする。
警察本部：	平均	7.8日（平成21年）	を
	平均	10.0日（平成26年）	にする。

⑧人事異動上の配慮

当該職員からの職員調書やヒアリング等をもとに、可能な範囲で、子育ての状況に応じた人事上の配慮を行う。

⑨制度の周知

平成21年度に開設した「大分県職員子育て支援のページ」の周知を徹底し、また、活用を積極的に呼びかけることにより、各種休暇制度に対する職員一人ひとりの理解を深めていく。

⑩地域における子育て支援

職員は、地域社会の構成員として、それぞれの地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されているため、所属長等は、日頃から職員が地域活動に参加しやすい職場環境づくりに配慮する。

### 3 計画の周知

各所属長あての通知のほか、大分県庁ホームページのe-office全庁掲示板や人事課のページにもプログラムを掲載するとともに、各階層別研修等あらゆる機会を捉えて周知を図る。

### 4 プログラム実施状況のフォロー

特定事業主行動計画策定・実施委員会で、各年度ごとのプログラムの実施状況をフォローし、必要に応じてプログラムの見直しを行う。そのため、特定事業主行動計画策定・実施委員会は、必要に応じて、各職場の取組み状況を確認するために、プログラムの実施状況の調査やアンケート調査を実施する。

また、プログラムの実施状況については、少なくとも年1回大分県庁ホームページにて公表する。

## 大分県庁子育てパパサポートプラン ～大分県庁における男性の子育て参画の推進について～

### 1. 趣旨

男性の子育て参画の促進は、母親の育児負担の軽減、子どもの健全な育ちはもとより、女性の有業率向上、従業員の意欲向上、職場の業務効率化にも資すると言われており、中期行財政運営ビジョンにも喫緊に取り組むべき政策目標に掲げ、県として取組を推進することとしている。

男性の子育て参画を進めるに当たっては、企業、行政が一体となって、職場風土の改革に取り組むことが必要であり、企業等の上層部及び働く者自身の意識啓発が重要である。

このため、大分県庁自らが取組に一步踏み出すことにより、県民へ取組を広報・普及啓発し、県全体の取組を推進することが不可欠である。

### 2. 大分県庁の取組

下記の取組について、各部局等の実情に応じて「〇〇部子育て参画推進要領(仮称)」を策定し、実施する。

なお、**標準**については、各部局等とも取り組むものとし、**選択**については、各部局等の実情に応じて取組を決定するものとする。また、各部局等が、下記の取組の他、独自に新たな取組を進めることを妨げるものではない。

#### (1) 職場の環境整備 **標準**

① 所属長を父親の子育て参画推進員とする。

② 所属長及び班総括は、16歳未満の児童を養育中又は配偶者が出産予定の男性職員(以下、「子育て中の男性職員」という。)の子育てにかかる休暇取得予定等の状況を把握する。

③ 所属長及び班総括は、子育て中の男性職員が各種休暇等を取得する場合の対応策を講じる。また、所属長は、子育て中の男性職員が、長期的な育児休業等を取得するに当たっては、人員配置、代替職員等について予め主管課と連携して準備を進める。

④ 所属長及び班総括は、大分県特定事業主行動計画に掲げる休暇制度や超勤縮減に向けた取り組み等について、所属職員に周知する。周知に当たっては、職員が子育て支援制度等の情報をいつでも入手できるよう、総務部人事課が開設・運営する「大分県職員子育て支援のページ」を活用することとする。

⑤ 幹部職員等を対象とした研修内容に、男性の子育て参画に関する事項を組み入れる。

(例) パパの子育て後押しキャンペーンにおける男性の子育てセミナーへの参加

#### (2) 「イクメンバッジ(仮称)」の着用 **選択**

子育てに積極的に参画することを表明するバッジを、着用を希望する子育て中の男性職員に配付する。なお、男性の子育てを積極的に支持する職員(男女問わない。)も着用可能とする。

(3) 男性の子育てにかかる休暇の取得促進 **標準**

下記休暇の取得を常態化する。

- ① 配偶者の出産補助休暇の完全取得（出産予定前 14 日から出産日以後 14 日の間において 3 日）
- ② 育児参加休暇の完全取得（出産予定日の 8 週間前の日から出産日以後 8 週間を経過する日までの間において 5 日）
- ③ こどもの看護休暇
- ④ 子どもの予防接種、乳幼児健康診査（1 歳 6 ヶ月、3 歳）時の年次有給休暇
- ⑤ 入学（園）式、卒業（園）式、授業参観、学芸会、運動会などの行事や PTA 活動にかかる年次有給休暇

(4) 育児休業等の取得促進 **標準**

育児休業、部分休業、育児時間の取得の促進及び育児短時間勤務制度の活用を促進する。特に

- ① 出産日以後 8 週間については、家庭の状況や母子の健康状態等を踏まえて、積極的に取得することとする。
- ② 配偶者が育児休業を取得する場合でも、配偶者の産後休暇中の取得や、配偶者の育児休業取得期間終了後の取得等、双方の育児休業取得を促進するものとする。

(5) 職員の意識啓発

① 情報交換等を行う場（イクメンパパの集い）の設定 **選択**

男性職員自身の子育てに対する意識啓発とネットワークづくりのため、各部局等において、男性職員が主体となって休憩時間に定期的に集い、育児について情報交換等を行う場（イクメンパパの集い）を設ける。開催された情報交換等の内容については、部局内で共有する。

② ちえのわブログを活用した意見交換の場の設定 **標準**

企画振興部政策企画課が運営するちえのわブログにおいて、「男性の子育て参画」にかかる意見交換を促進する。

③ パパの子育て後押しキャンペーンへの参加 **選択**

福祉保健部少子化対策課が実施するキャンペーンにおいて県内 6 箇所で開催される「パパも一緒に子育てセミナー」に参加する。

(6) 子育てパパ退庁日の設定（超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進） **標準**

毎月第 3 水曜日に職員が自宅で育児に親しむよう呼びかける「育児（19 時）に帰ろうマイホーム」の取組の徹底に加え、子育て中の男性職員のうち、3 歳未満の児童を養育する男性職員については、同日を「子育てパパ退庁日」として、年次有給休暇を取得し 15 時を目途に退庁する。なお、当該日時には、会議等の開催をしない等の配慮を行うこととする。

(7) 子育て参画の行動を促進する取組 **選択**

男性職員の子育て参画の行動を促進するため、家事や子どもとの体験活動、子どもに関わる地域貢献活動等、具体的な行動内容を定める。

### 3. 公表等

- (1) 本取組内容については、福祉保健部少子化対策課は、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」において公表する。
- (2) 本取組については、大分県特定事業主後期行動計画に反映することとする。
- (3) 総務部人事課は、各部局の父親の子育て参画の取組について、定期的に把握・集計し、部局の勤務形態等を踏まえて、県庁の取組状況として公表することとする。  
 なお、平成21年度は、11月目処(家族の週間)に本庁におけるそれまでの実施状況を公表することとする。
- (4) 本取組については、平成21年9月1日から開始することし、地方機関等周知に時間を要する所属を有する部局等においては、各部局等において、その開始時期(遅くとも21年度内)を定めるものとする。
- (5) 当規定は、子育て中の男性職員等の意見をもとに、随時見直しを行うものとする。

#### ◎大分県庁子育てサポートプラン対象者及び「子育てパパ退庁日」における取組実績

(平成21年9月～平成22年3月)

	16歳未満の子を養育する男性職員(A)	(A)のうち、3歳未満の子を養育する男性職員(B)	「子育てパパ退庁日」に年休を取得した職員の延人数(C)
本 庁	1,004人	244人	50人
地方機関	2,476人	693人	28人
合 計	3,480人	937人	78人

※1 (A)及び(B)は、平成21年10月現在(調査基準日)の人数

※2 (C)は、平成21年9月～平成22年3月の実績(県立学校、警察本部を除く)

(参考) H21.4.1現在職員数・・・ 10,162人 ①

「16歳未満の子を養育する男性職員(A)」・・・ 3,480人 ②

②/①=34.2%